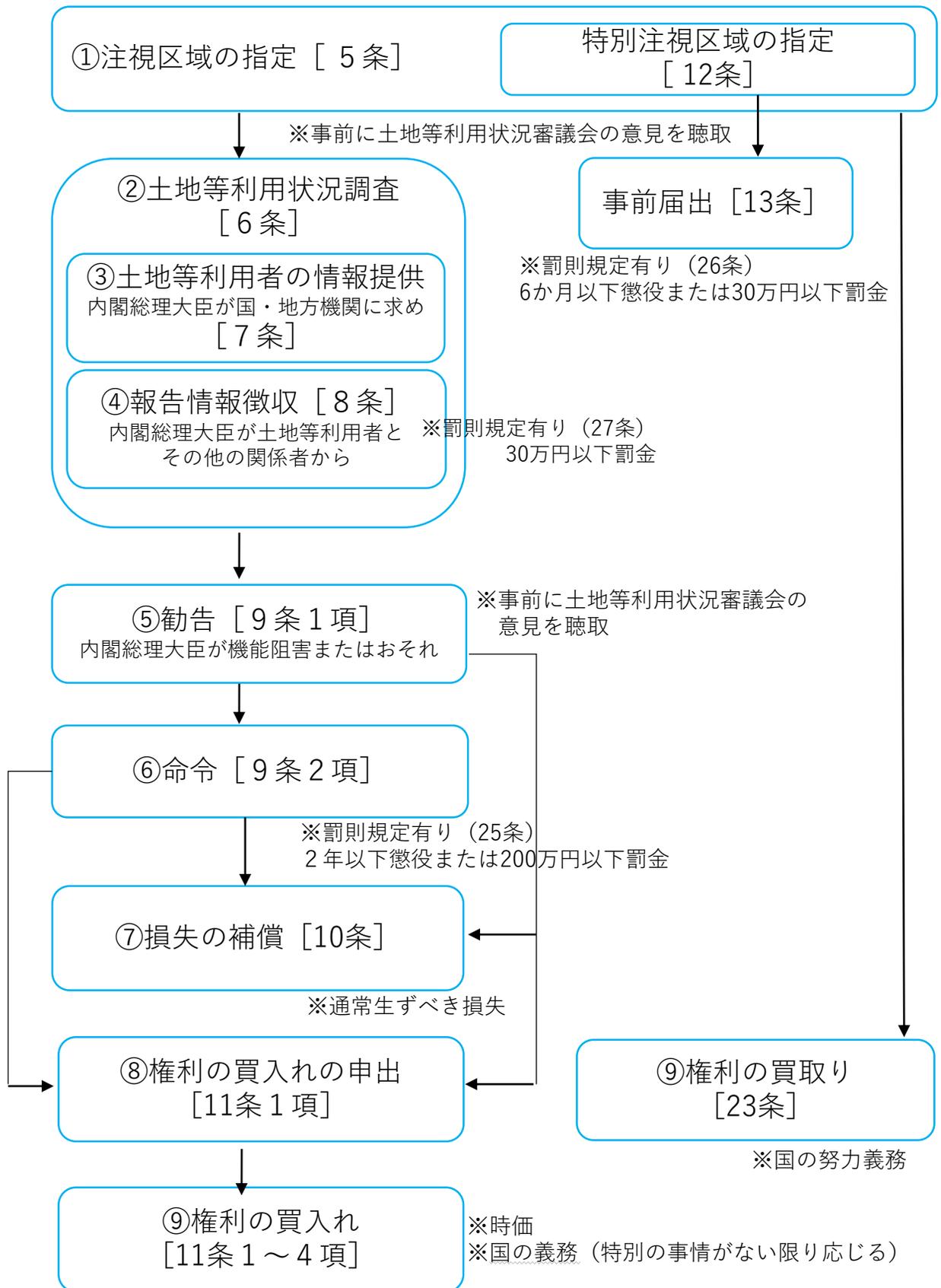


重要土地等調査法案の流れ





政治

自衛隊情報保全隊は過去にどんなことをしてきた？一般市民を監視対象に 国に賠償命令も

2019年7月6日 12:08

陸上自衛隊 情報保全隊 宮古島 与那国島

いいね! 83

シェア

1

ツイート

共有する

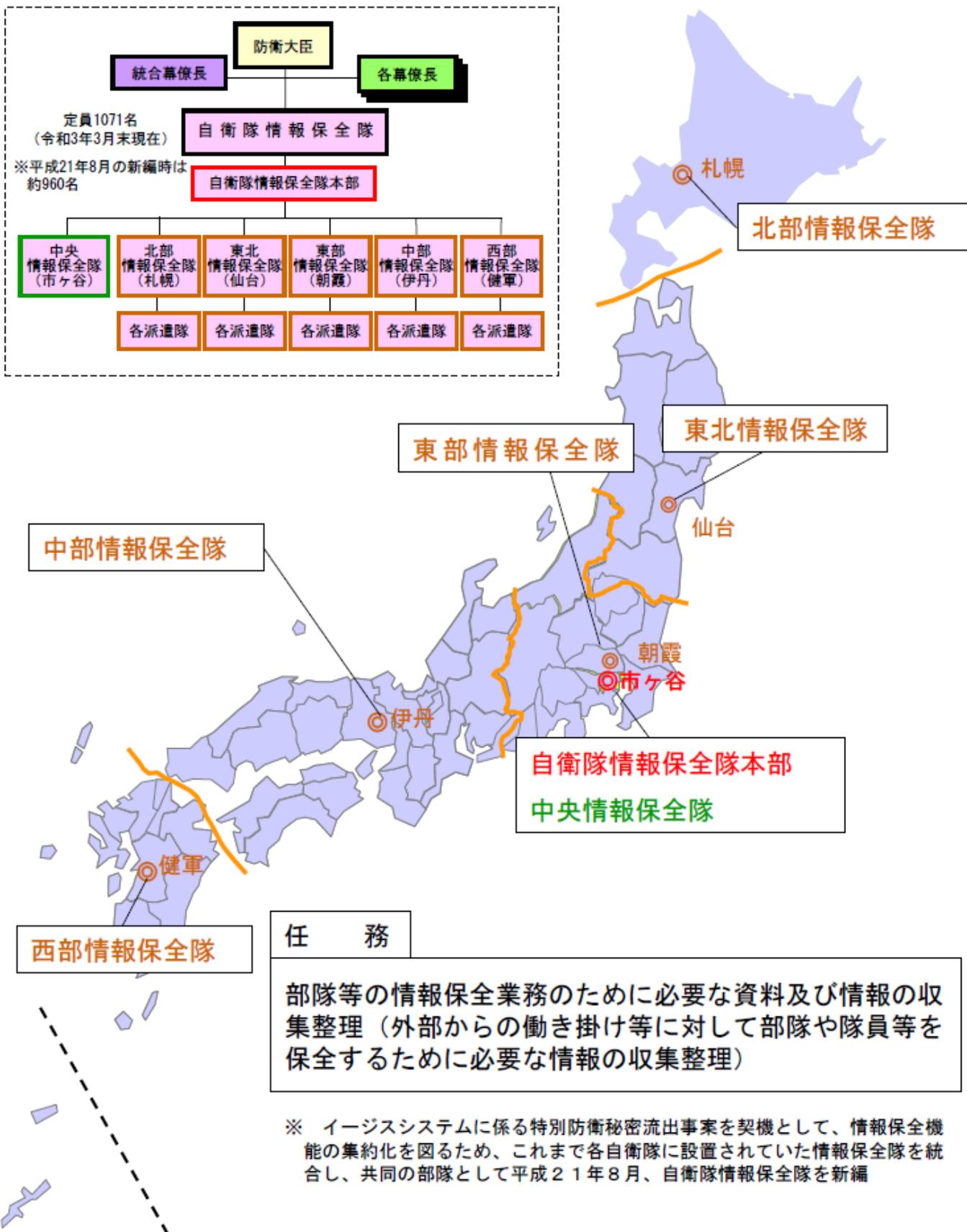
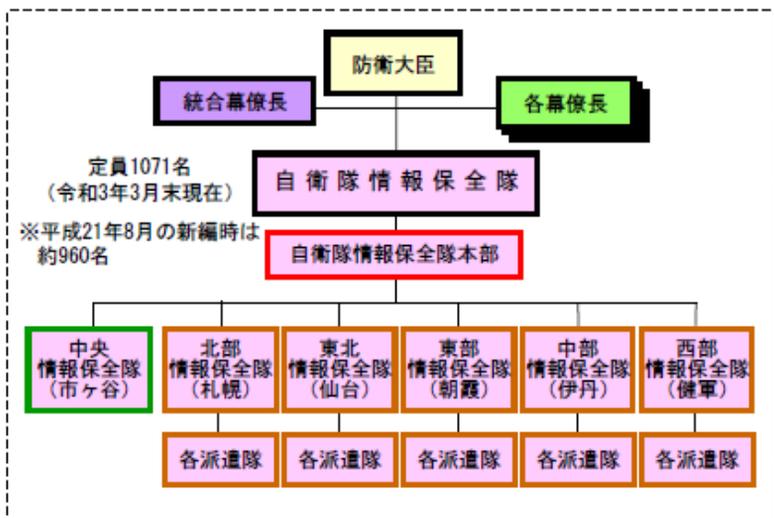
情報保全隊を巡っては2007年6月、陸上自衛隊のイラク派遣に批判的な県内の市民団体や個人などを監視し、その内容を記録した内部文書の存在が明らかになった。県内で「戦争に向かっているようだ」と波紋が広がった。

情報保全隊は、自衛隊のイラク派遣に反対していた市民団体や政党など、全国289の団体・個人の情報を収集。隊が作成した文書は、反対集会やデモに関する発言内容や規模などが詳細に記録されたほか、集会参加者も撮影されていた。県内では、沖縄弁護士会や沖縄平和運動センターなど15団体、5個人が監視対象となっていた。

07年10月、東北6県の住民らが国に監視の差し止めと損害賠償を求めて仙台地裁に提訴。1審で監視対象者だった5人に対する損害賠償を命じられた国と、原告の双方が仙台高裁に12年に控訴。高裁では1人に対し、損害賠償が認められた。差し止め請求は1、2審とも却下された。国は上告を断念し、判決が確定した。

07年、当時の守屋武昌事務次官は会見で「イラクに派遣される自衛隊の士気を失うような報道や反対行動があった」とし「任務を遂行できるような体制をつくるために必要だった」と正当性を強調した。だが、ヘリ騒音による一般住民からの苦情電話など、イラク派遣とは関係のない記載も見つかり、守屋氏の説明との矛盾が明らかになった。13年には、元情報保全隊長が裁判で同隊が一般市民も対象に監視活動を実施していたことを認めた。

自衛隊情報保全隊について



任 務

部隊等の情報保全業務のために必要な資料及び情報の収集整理（外部からの働き掛け等に対して部隊や隊員等を保全するために必要な情報の収集整理）

※ イージスシステムに係る特別防衛秘密流出事案を契機として、情報保全機能の集約化を図るため、これまで各自衛隊に設置されていた情報保全隊を統合し、共同の部隊として平成21年8月、自衛隊情報保全隊を新編

第四条 政府は、重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止に関する基本的な方向

二 注視区域及び特別注視区域の指定に関する基本的な事項（当該指定に関し経済的社会的観点から留意すべき事項を含む。）

三 注視区域内にある土地等の利用の状況等についての調査に関する基本的な事項

四 注視区域内にある土地等の利用者（所有者又は所有権以外の権原に基づき使用若しくは収益をする者をいう。以下同じ。）に対する勧告及び命令に関する基本的な事項（当該勧告及び命令に係る重要施設の施設機能又は国境離島等の離島機能を阻害する行為の具体的内容に関する事項を含む。）

五 前各号に掲げるもののほか、重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止に関し必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。